

## 「旧川戸の森」一部区域の緑地の寄附に関して、覚書を締結しました

千葉市では、令和5年5月31日に一部を廃止した市民緑地「川戸の森」の廃止区域（「旧川戸の森」）の一部について、都市における緑地保全を目的として、当該用地を取得した株式会社拓匠開発と「緑地の寄附に関する覚書」を締結しましたので、お知らせします。

### 1 覚書締結日

令和6年2月29日（木）

### 2 覚書締結先

株式会社拓匠開発 代表取締役 工藤英之

### 3 覚書の概要

都市における緑地保全のため、緑地の寄附に関して以下の内容について合意した。

- (1) 寄附緑地の規模および形状は、覚書の添付図面のとおりとする。
- (2) 令和6年12月末日までに緑地の寄附の手続きを完了する。
- (3) 将来の緑地管理に鑑み、寄附に際し必要となる施設整備等の事項を定める。

### 4 覚書および寄附緑地の図面

別添のとおり

### 5 寄附緑地の位置

